

広報等配布手数料の交付に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、富田林市広報等配布手数料の交付に関する要綱(令和2年富田林市要綱第8号)第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 広報等配布グループは、次の各号に定める事由が発生したときは、当該各号に定める書類を市長に届け出なければならない。

- (1) 広報等配布グループを結成した場合 広報配布グループ発足届(様式第1号)
- (2) 広報等配布グループの代表者又は配布手数料振込口座に変更が生じた場合 広報等配布者変更、口座変更届(様式第2号)
- (3) 広報等配布グループの配布手数料振込口座のみ変更が生じた場合 広報等配布手数料振込口座変更届(様式第3号)
- (4) 広報等の配布を中止する場合 広報等配送中止依頼書(様式第4号)

附 則

この要領は、令和2年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。